平成２３年（フ）第２７号
広島県庄原市西城町中迫149番地
債務者　重光　　榮
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２３年（フ）第２８号
広島県庄原市西城町中迫149番地
債務者　重光美惠嘉
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２３年（フ）第３０号
北海道北見市美芳町８丁目２番28号
債務者　山田　知美
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２３年（フ）第３４号
青森県十和田市西十六番町14番41―６号
債務者　石坂　　愛
1　決定年月日時　平成23年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２３年（フ）第４１号
山形県酒田市亀ケ崎３丁目14番７号　パークハイツ亀ケ崎Ｂ５号、前住所山形県酒田市字本町15番地
債務者　齋藤　榮子
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２３年（フ）第１６５号
群馬県富岡市岡本2147番地２
債務者　中條　克美（旧姓白石）
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第２７９号
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保205番地３
キャッスルメジェール三芳410号、前住所埼玉県入間郡三芳町大字藤久保376番地134
債務者　石井　伸一
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第２８０号
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保205番地３
キャッスルメジェール三芳410号、前住所埼玉県入間郡三芳町大字藤久保376番地134
債務者　石井千恵子
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第３０８号
埼玉県狭山市大字北入曽371番地の13
債務者　横野　朱実
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第３４２号
埼玉県鶴ヶ島市富士見５丁目３番26―101号　サンコーポ山本
債務者　丹野　正司
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１２４号
埼玉県熊谷市箱田13番地２
債務者　秋元　弘美
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第１７０号
埼玉県熊谷市新堀39番地６
債務者　市野　洋美
1　決定年月日時　平成23年５月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第２１４号
埼玉県児玉郡上里町大字八町河原2159番地
債務者　清水　サヨ
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第４６３号
千葉県印旛郡酒々井町上岩橋７番地
債務者　木村　達郎
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第８２号
千葉県八街市八街に294番地31、住民票上の住所千葉県香取市小見川4884番地44
債務者　鈴木　浩昭
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第１２０号
千葉県印旛郡酒々井町本佐倉489番地３
債務者　久末　英里
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第１４１号
千葉県成田市橋賀台１丁目17番地29
債務者　兵藤　賢司
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
千葉地方裁判所佐倉支部